

議案第4号

西宮市学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則制定
の件

西宮市学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則を次のよう
に制定する。

令和4年5月10日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市学校施設の目的外使用に関する規則の一部を改正する規則

西宮市学校施設の目的外使用に関する規則（平成4年西宮市教育委員会規則
第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号中「西宮市子供の居場所づくり事業」を「西宮市放課後キ
ッズルーム事業」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(参考)

○提案理由

令和4年度から事業名称を変更するため。

西宮市学校施設の目的外使用に関する規則

改正案	現行
<p>(この規則の適用範囲等)</p> <p>第2条 この規則は、自治、文化、体育、福祉、レクリエーション、公益その他学校教育を目的としない活動のための会場として施設を一時的に使用する場合に適用する。</p> <p>2 次の各号に掲げるものについては、この規則を適用しない。</p> <p>(1) 西宮市立学校の体育施設開放事業に関する規則(昭和50年西宮市教育委員会規則第7号)に基づく学校開放事業</p> <p>(2) 西宮市立西宮東高等学校のホール、会議室及び学習室兼会議室の使用</p> <p>(3) 西宮市立学校の地域交流室の使用</p> <p>(4) 西宮市立留守家庭児童育成センター条例施行規則(昭和63年西宮市規則第99号)に基づく事業</p> <p>(5) <u>西宮市放課後キッズルーム事業</u></p> <p>(6) 幼稚園地域ふれあい事業のうち、市又は西宮市立幼稚園が主催する事業</p> <p>(略)</p>	<p>(この規則の適用範囲等)</p> <p>第2条 この規則は、自治、文化、体育、福祉、レクリエーション、公益その他学校教育を目的としない活動のための会場として施設を一時的に使用する場合に適用する。</p> <p>2 次の各号に掲げるものについては、この規則を適用しない。</p> <p>(1) 西宮市立学校の体育施設開放事業に関する規則(昭和50年西宮市教育委員会規則第7号)に基づく学校開放事業</p> <p>(2) 西宮市立西宮東高等学校のホール、会議室及び学習室兼会議室の使用</p> <p>(3) 西宮市立学校の地域交流室の使用</p> <p>(4) 西宮市立留守家庭児童育成センター条例施行規則(昭和63年西宮市規則第99号)に基づく事業</p> <p>(5) <u>西宮市子供の居場所づくり事業</u></p> <p>(6) 幼稚園地域ふれあい事業のうち、市又は西宮市立幼稚園が主催する事業</p> <p>(略)</p>